

総務教育常任委員会資料

報告事項1	刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	3
報告事項2	福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例	9
報告事項3	福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例	17

報告事項 1 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1. 提案の理由

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮刑が新たな自由刑（拘禁刑）として単一化されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものです。

2. 条例の内容

(1) 第1条～第4条関係

「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改正します。

(2) 罰則の適用等に関する経過措置について

この条例の施行前にした処罰については、従前の例によるものとします。

(3) 人の資格に関する経過措置について

この条例の施行後においては、拘禁刑に処された者だけではなく、懲役、禁錮又は刑法等一部改正法による改正前の刑法における拘留に処された者も、資格制限等の対象とします。

(4) 職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置について

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなします。

3. 施行年月日

この条例は、令和7年6月1日から施行します。

4. 条例改正（案）

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（福島町行政不服審査会条例の一部改正）

第1条 福島町行政不服審査会条例（平成28年福島町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（罰則） 第9条 第3条第4項（第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第9条 第3条第4項（第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

（福島町個人情報保護法施行条例の一部改正）

第2条 福島町個人情報保護法施行条例（令和5年福島町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 （経過措置） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号に規定する公文書（以下「旧公文書」という。）であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は	附 則 （経過措置） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号に規定する公文書（以下「旧公文書」という。）であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又

<p>100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書に記録されている旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書に記録されている旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
--	---

(福島町情報審査会条例の一部改正)

第3条 福島町情報審査会条例(平成12年福島町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p>第10条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第10条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前日1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前第2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前日1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前第2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給</p>

日の前日までの間に**禁錮**以上の刑に処せられた者

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し**禁錮**以上の刑に処せられた者

第18条の3 町長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について**禁錮**以上の刑が定められている者に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

- 3 町長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行

日の前日までの間に**拘禁刑**以上の刑に処せられた者

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し**拘禁刑**以上の刑に処せられた者

第18条の3 町長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について**拘禁刑**以上の刑が定められている者に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

- 3 町長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行

<p>為に係る刑事事件に関し、禁錮以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>為に係る刑事事件に関し、拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～7 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処された者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第18条の3第1項第1号及び第3項第3号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

報告事項 2 福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

1. 改正の理由

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）に基づき、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされ、当町においても、犯罪被害者等が必要とする総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的に、令和 5 年に当条例を制定しております。

犯罪被害者等への見舞金については、国の法律においても見舞金等の支給をしておりますが、厳格な捜査、公安結果を要するため申請してから支給に至るまで 1 年程度を要する状況であることから、犯罪被害者等への必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、条例の一部を改正するものであります。

2. 改正の内容

(1) 定義（第 2 条関係）

犯罪行為、傷病、犯罪被害、犯罪被害者等の定義を明確にする改正をします。

(2) 見舞金の支給等について（第 10 条・第 11 条・第 12 条関係）

犯罪被害者等に対して、下記の見舞金の支給及び支給決定の取消しをできるようにするため、条文に規定の追加をします。

- | | |
|-----------|------|
| ①遺族見舞金 | 30万円 |
| ②傷病見舞金 | 10万円 |
| ③性犯罪被害見舞金 | 10万円 |

3. 施行年月日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

4. 条例改正（案）について

福島町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例（案）

福島町犯罪被害者等支援条例(令和5年福島町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、福島町(以下「町」という。)における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もつて犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき</u>、福島町(以下「町」という。)における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もつて犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。</u></p>

(2) 犯罪被害者等 犯罪等により
害を被つた者及びその家族又は遺
族をいう。

(3) (略)

(4) (略)

(3) 傷病 犯罪行為により受けた
負傷又は疾病(精神的な疾病を含
む。)であつて、その療養に要する
期間が1月以上であると医師によ
り診断されたものをいう。

(4) 犯罪被害 犯罪行為による死
亡又は傷病又は不同意性交等若し
くは監護者性交等(以下これらを
「性犯罪」という。)を受けたもの
で、被害届出が警察に受理されて
いるもの又は警察が犯罪被害と認
めたものをいう。

(5) 犯罪被害者 犯罪被害を被つ
た者をいう。

(6) 犯罪被害者等 犯罪被害者及
びその家族又は遺族で、犯罪被害
の原因となつた犯罪行為が行われ
た時から引き続き町内に住所を有
する者をいう。

(7) (略)

(8) (略)

(見舞金の支給による支援)

第10条 町は、犯罪被害者等に対し、
規則で定めるところにより、次の各
号に掲げる区分に応じ、当該各号に
定める金額を見舞金として支給す
るものとする。ただし、本町以外の機
関等から同種の金銭給付を受けた場
合にあつては、各号に定める見舞金
の額から当該金銭給付を受けた額を
控除した額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 傷病見舞金 10万円

(3) 性犯罪被害見舞金 10万円

2 傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金
の支給を受けた者が、当該見舞金の
支給に係る犯罪被害に起因して死亡
した場合、遺族見舞金の額は、前項
第1号の規定にかかわらず、同号に定

(支援を行わないことができる場合)

第10条 町は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合等で、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

める額から当該支給を受けた傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の額を控除した額とする。

3 性犯罪を受け、及び当該性犯罪により傷病を負った者に対して支給する見舞金については、傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金のいずれかとする。

(支援を行わないことができる場合)

第11条 支援を行わないことができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者等と加害者との間に親族関係があつたとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる場合、その他支援を行わないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情がある場合は、この限りでない。

(2) 犯罪被害者等に、当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為その他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 犯罪被害者等が、暴力団員(福島町暴力団排除条例(平成25年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団密接関係者(暴力団(同条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)であるとき。

<p>(連携協力)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>町長が別に定める</u>。</p>	<p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。</u></p> <p>(見舞金の支給決定の取消し等)</p> <p>第12条 町は、<u>見舞金の支給を申請した者が前条の規定に該当することが判明したとき、又は偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けたことが判明したときは、当該見舞金の支給決定を取り消し、既に支給を行つた見舞金の返還を求めることができる。</u></p> <p>(連携協力)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則で定める</u>。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の福島町犯罪被害者等支援条例の規定は、この条例の施行の日以後において行われた犯罪行為による犯罪被害者等について適用する。

5. 規則（案）について

福島町犯罪被害者等支援条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、福島町犯罪被害者等支援条例(令和5年福島町条例第2号)(以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（遺族見舞金の支給対象及び順位）

第3条 条例第10条第1項第1号に規定する遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

(2) 犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にするものとする。

3 第1順位の遺族となる者が複数あるときは、当該遺族の協議により、当該遺族のいずれか1人を代表者として定めなければならない。この場合において、代表者に対して行つた見舞金の支給は、当該第1順位の遺族全員に対してなされたものとみなす。

（遺族見舞金の支給申請）

第4条 遺族見舞金の支給を受けようとする者(以下「遺族見舞金申請者」という。)は、遺族見舞金支給申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

(2) 犯罪被害者が当該死亡の原因となる犯罪行為が行われたときに町内に住所を有していたことを証明する書類(除かれた住民票の写し、戸籍の附票の写し等)

(3) 遺族見舞金申請者が当該犯罪発生時に町内に住所を有していたことを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票の写し等)

(4) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる書類(戸籍の謄本又は抄本その他の書類)

(5) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被

害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類(住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等)

(6) 遺族見舞金申請者が第3条第1項第1号に規定する者以外の者であるときは、第1順位者であることを証明することができる書類(戸籍の謄本又は抄本その他の書類)

(7) 第1順位の遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金代表者選任届(別記様式第2号)

(8) 遺族見舞金申請者が第3条第1項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた事実を認めることができる書類

(9) その他町長が必要と認めた書類

2 前項に定める書類のうち、遺族見舞金申請者の同意により町長が公簿等により確認できる場合は、書類の添付を省略することができるものとする。

(傷病見舞金等の支給申請)

第5条 傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給を受けようとする者(以下「傷病見舞金等申請者」という。)は、傷病・性犯罪被害見舞金支給申請書(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 傷病見舞金の支給申請を行う場合にあつては、傷病を受けた日、負傷の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書

(2) 犯罪被害者が当該犯罪被害を受けたときに町内に住所を有していたことを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票の写し等)

(3) その他町長が必要と認めた書類

2 前項に定める書類のうち、傷病見舞金等申請者の同意により町長が公簿等により確認できる場合は、書類の添付を省略することができるものとする。

(見舞金の支給申請の期限)

第6条 見舞金の支給申請の期限は、当該犯罪被害の発生を知つた日から2年を経過するまで、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過するまでとする。

(見舞金の支給決定等)

第7条 町長は、第4条第1項及び第5条第1項により見舞金の支給申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに見舞金の支給を決定し、又は支給しない旨の決定を行い、見舞金支給決定通知書(別記様式第4号)又は見舞金不支給決定通知書(別記様式第5号)により、その内容を当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により見舞金の支給の可否を決定するときは、警察その他捜査機関からの情報を参考とする。

(見舞金の請求及び支給)

第8条 見舞金を支給する旨の決定を受けた者は、その支払を請求しようとする

るときは、見舞金請求書(別記様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する請求書の提出があつたときは、速やかに見舞金を支給するものとする。

(見舞金の支給決定の取消し等の通知)

第9条 町長は、条例第12条の規定により見舞金の支給決定を取消したときは、見舞金支給決定取消通知書(別記様式第7号)により通知するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

報告事項3 福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

町内会館等の再編計画に基づき施設の解体及び整備を進めておりますが、令和6年度中に解体及び整備が完了する町内会館の名称及び位置を変更するため条例の一部改正を行うものです。

2 改正の内容

令和6年10月18日に解体工事が完了した緑町母と子の家を削除し、令和6年12月30日までに整備が完了する白符町内会館の名称及び位置を改正するものです。

改正前			改正後		
名称	位置	使用町内会	名称	位置	使用町内会
緑町母と子の家	福島町字月崎 318番地16	緑町	(削る)		
(略)			(略)		
白符ふれあいセンター	福島町字白符 565番地1	白符	白符町内会館	福島町字白符 567番地1	白符

3 施行期日

この条例は、令和7年1月1日から施行します。